

# 付 令和 2 年毎月勤労統計調査特別調査について

## 毎月勤労統計調査特別調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、埼玉県における小規模事業所（常用労働者数 1～4 人）の常用労働者の賃金及び労働時間等の状況を明らかにして、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

### 2 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に定める「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の 16 大分類に属し、かつ、調査期日現在、1～4 人の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所。

### 3 令和 2 年毎月勤労統計調査特別調査

令和 2 年毎月勤労統計調査特別調査については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、例年と同様の、統計調査員による調査を実施することは困難であることから、令和 2 年の毎月勤労統計調査特別調査は中止となった。厚生労働省は、代替調査として、郵送・インターネットにより、「小規模事業所勤労統計調査」を実施した。

<小規模事業所勤労統計調査の結果について>

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/169-1.html>（厚生労働省 HP）